

安中市PPP／PFI手法導入優先検討規程

(目的)

第1条 本規程は、本市が実施する公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法の導入を優先的に検討するに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) PPP (Public Private Partnership) 公共施設等の整備等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの
- (2) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成11年法律第117号)
- (3) PFI (Private Finance Initiative) PFI法に基づき、公共施設等の整備等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
- (4) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- (5) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (6) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- (7) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- (8) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (9) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (10) 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等

の整備等を行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討すること

（対象とするPPP／PFI手法）

第3条 本規程の対象とするPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。

（1） 民間事業者が公共施設等の運営等を担う次のアからエまでに掲げる手法

- ア 指定管理者制度
- イ 包括的民間委託
- ウ 公共施設等運営権方式（コンセッション方式）
- エ O方式（運営等Operate）

（2） 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う次のアからカまでに掲げる手法

- ア BTO方式（建設Build - 移転Transfer - 運営等Operate）
- イ BOT方式（建設Build - 運営等Operate - 移転Transfer）
- ウ BOO方式（建設Build - 所有Own - 運営等Operate）
- エ DBO方式（設計Design - 建設Build - 運営等Operate）
- オ R〇方式（改修Renovate - 運営等Operate）
- カ ESCO方式（Energy-Service - Company）

（3） 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う次のア及びイに掲げる手法

- ア BT方式（建設Build - 移転Transfer）
- イ DB方式（設計Design - 建設Build）

（優先的検討の対象とする事業）

第4条 優先的検討の対象とする事業は、次の各号のいずれかの基準を満たす公共施設整備事業とする。

- （1） 建設、製造又は改修にかかる事業費の総額が10億円以上のもの
- （2） 単年度の運営等にかかる事業費が1億円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設等整備事業は、優先的検討の対象とする事業から除くものとする。

- (1) 既に PPP／PFI 手法の導入がされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- (5) 施設の供用開始時期が決定しており、PPP／PFI 手法を適用するための検討期間が不足している公共施設整備事業
- (6) その他、市長が認めた公共施設整備事業
(優先的検討の開始時期)

第 5 条 市は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合において優先的検討を行うものとする。

(庁内体制の整備)

第 6 条 市は、PPP／PFI 手法の導入に当たっては、当該事業の所管課（第 12 条において「事業所管課」という。）が主体となり公共施設マネジメントの推進に関する部署と協議の上進めて行くが、優先的検討を行う段階から運営段階まで長期にわたり、財政や法務等の専門的な知見を要するため、全庁的な協力体制のもと取り組むこととする。また、PPP／PFI 手法の優先的検討の推進のためには、簡易な検討において、その内容をチェックする機能の強化が重要であり、庁内横断的な会議体を活用すること、外部有識者に専門的な意見を求めるなどを行い、当該機能の強化を図るものとする。

(適切な PPP／PFI 手法の選択)

第 7 条 市は、優先的検討の対象となる事業について、第 8 条に規定する簡易な検討（以下「簡易な検討」という。）及び第 10 条に規定する詳細な検討（以下「詳細な検討」という。）に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、最も適切な PPP／PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合

において、一つの採用手法を選択することが困難であるときは、複数の採用手法を選択できるものとする。

2 簡易な検討及び詳細な検討を省略できる採用手法として、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができる。

- (1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略
- (2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
- (3) 民間事業者からPPP／PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施
(簡易な検討)

第8条 市は、PPP／PFI手法簡易定量評価調書（様式第1号）により、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
 - (2) 公共施設等の運営等の費用
 - (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
 - (4) 調査に要する費用
 - (5) 資金調達に要する費用
 - (6) 利用料金収入
- (その他の方法による評価)

第9条 採用手法における過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前条の規定にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につな

がることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

(2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第10条 簡易な検討において、採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求の達成すべき水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(優先的検討の手順)

第11条 優先的検討の手順は、概ね別表1のとおりとする。

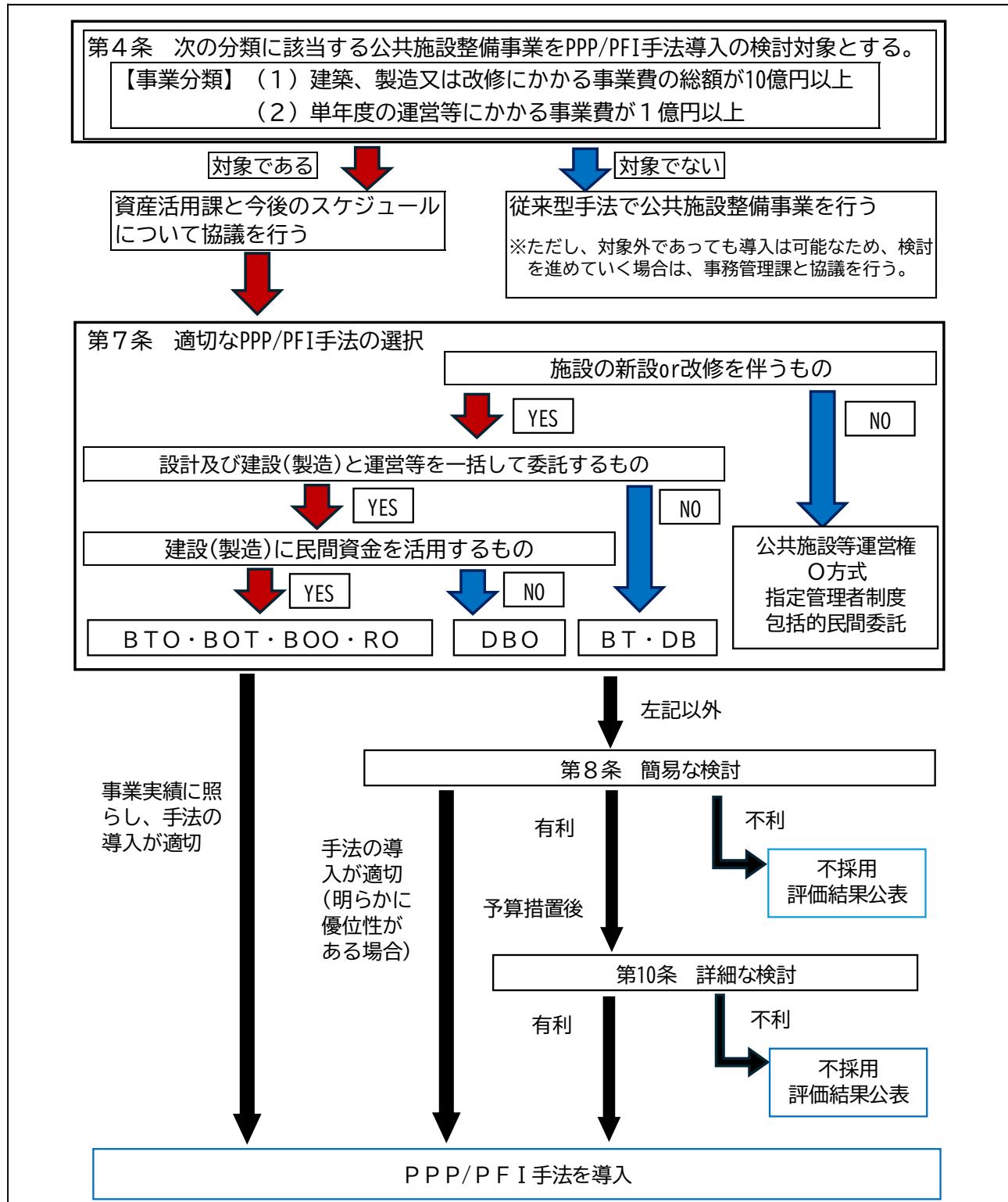
(評価結果の公表)

第12条 事業所管課は、簡易な検討又は第10条に規定する詳細な検討の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める時期に、本市のホームページに掲載する方式により公表するものとする。

(1) PPP／PFI手法を導入しないこととした旨、その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) 評価の内容（費用等の比較結果） 入札手続等の公正さを確保するため、入札手続終了後等の適切な時期

別表1 (第11条関係)



様式第1号

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が 自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となるPPP／P FI手法)
整備等（運営等 を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税 金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合 計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
そ の 他 (前提条件等)		

※ PPP／PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（内閣府）の「簡易な検討の計
算表」を活用し、算出された「簡易VFMの結果」より記載する。